

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(9月分)

■令和7年9月1日～令和7年9月30日

令和7年9月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月16日	デジタル社会における消費取引研究会報告書に対する意見書	特商法の抜本的改正を求める全国連絡会 事務局長代行 弁護士 松岡泰樹	消費者庁が本年6月19日付けで公表した「デジタル社会における消費取引研究会報告書」(以下「本報告書」)に対する、当連絡会の意見書の概要は以下のとおりである。 1 デジタル社会における消費取引研究会には、消費者被害・消費者法制に精通する委員がそもそも含まれておらず、本報告書は消費者・生活者の視点に立っていない。また、現行の特定商取引法等における事実を正確に把握していない。さらに、パラダイムシフト専門調査会の報告書とは異なり、デジタル取引とリアル取引の違いを吟味しておらず、デジタル取引について同法の改正の必要性を否定する方向での議論であるといえる。本報告書に基づいて今後の特定商取引法分野についての消費者行政を進めないようにすることを求める。 2 消費者庁は、本報告書の内容にかかわらず、現に発生しているデジタル取引を含む深刻な消費者被害に迅速に対応するため、特定商取引法を含めた関連法制の速やかな改正等を行うべきである。
9月22日	事業者間取引において脆弱性を有する小規模事業者等への法的支援のための調査・研究の開始等を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	当連合会は、国に対し、事業者間取引において、取引上の脆弱性を有する小規模事業者等を支援するため、早急に、適切な所管省庁の主導の下で、事業者間取引における小規模事業者等の被害事例に関する情報の収集・分析を開始し、省庁横断的に連携して、事業者間取引の公正確保を目的とした法制度の在り方について、調査・研究を開始し、その検討結果を踏まえて被害救済に結び付くような適切な立法措置を講ずることを求める。 また、その法制度の調査・研究においては、①訪問販売・電話勧誘販売に関する規制、②新規開業予定者の保護、③事業者間取引における不実告知取消権、④事業者間取引における不当条項規制に関して、新たな制度の導入を含む積極的な検討をするよう提言する。
9月24日	【参考送付】特定商取引に関する法律等の改正を消費者保護の基軸に立って速やかに行うことを求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	1 消費者庁は、消費者被害相談が激増している詐欺の定期購入やSNS型投資・ロマンス詐欺を含むインターネット取引等における消費者被害に対応するため、政省令やガイドラインの見直しを含む特定商取引に関する法律等の改正を速やかに行うべきである。 2 前項の改正は、2025年6月に消費者庁取引対策課が取りまとめた「デジタル社会における消費取引研究会(報告書)」の提言が示した「極力私人間の契約・取引に対して国家が干渉せず、個人の意思を尊重する原則の下での制度設計とすべき」といった方向性に拘泥することなく、飽くまで消費者保護を基軸として行われるべきである。
9月24日	【参考送付】不動産押し買い被害の防止・解決に向けて宅地建物取引業法の改正を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	高齢者を始めとする消費者の所有する不動産を不動産業者が不当に廉価で強引に買い取る押し買い被害が多発している現状に対し、以下のような宅地建物取引業法の改正等を求める。 1 宅地建物取引業者に不動産を売却する者も、宅地建物取引業法における保護の対象となることを明確にすること。 2 宅地建物取引業者が買主となる売買についてクーリング・オフ制度を導入し、クーリング・オフ妨害に関する規定並びに顧客に転売先を通知する義務及び転売先にクーリング・オフ対象案件であることを通知する義務に関する規定を新設すること。なお、宅地建物取引業者が買主となる売買については、引渡済み、代金支払済みの場合をクーリング・オフ制度の適用除外としないこと。 3 媒介契約のみならず売買契約においても、取引対象となっている不動産の価額又は評価額について根拠を明示した上で説明する義務を定めること。あわせて、当該取引による利益・損失や当該取引の仕組み(リースバック、定期借家契約等)、危険性等について、当該顧客の経験、知識、理解力等に応じた、具体的に理解することができる程度の説明を行う義務を定めること。 4 宅地建物取引業法において、当該顧客に不適当な契約の勧誘を行わないことや顧客の保護に欠けるような取引を行わないこと等、適合性の原則の規定を設けること。 5 高齢者が不動産売買の当事者となる場合には親族等の立会いを求めるなどの適切な対応がとれるように法定指針やガイドラインを設けること。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月26日	要望書	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木耐久	調査によると、ゆうちょ銀行については、預金の預け入れや払い戻しを行う際に硬貨を伴う場合、郵便局の窓口では硬貨100枚までは手数料が無料であるのに対し、ATMでは硬貨1枚から手数料が徴収されていることが判明した。当該取扱いにおける消費者に対する説明には改善が必要だと考え、2025年5月9日付けでゆうちょ銀行に下記のとおり要望書を送付した。7月8日付けで回答書が届いたが、すぐATMにおける情報提供の改善に着手する旨は記されていない。多数の消費者が重要な情報を知らされないまま貯金の取引を行っている現状が迅速に改善されるように尽力するよう、消費者委員会に要望する。 1. ATMの操作の早い段階から、窓口硬貨取扱料金を含め、消費者に対し必要な情報を提供し、自主的かつ合理的な選択の機会を確保すること。 2. ATMの操作の最終段階で、消費者の錯誤を防止するため、ATM硬貨預払料金を特定して明示した上で、消費者が当該預け入れ等の取引をする意思の有無について、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律に則った確認措置を講じること。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月16日	安定供給と価格の適正化などコメ政策についての改善を求める意見書	一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野智砂子	先般のコメに対する国の対応に対して消費者と生産者の生活の安定を求める観点から、2025年産米供給が本格化するにあたり、日本国政府に対して早急に以下の措置を講じることを強く要望する。 Ⅰ. コメの流通量と価格に対する消費者の不安解消に向けた施策 1. コメの流通及び価格高騰の原因検証、供給不足・価格上昇への対応について具体的な施策を計画的に立て、広く消費者に周知すること 2. 2025年産米の需給見通しと価格情報を早期かつ定期的に公表すること 3. 消費者に不安を与えないよう、正しい情報を分かりやすく発信すること 4. コメの価格と供給量の地域間格差の是正に向けた対応を検討すること 5. 備蓄米の管理・放出を適正化し、迅速な対応を可能にする制度を再構築すること Ⅱ. 食料安全保障と長期的視点 1. 生産政策の見直しと拡大、価格調整機能を検討すること
9月18日	【参考送付】MSD株式会社による本郷道夫医師への金銭交付情報の開示漏れに関する要望書	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	1 日本製薬工業協会は、会員会社であるMSD株式会社が、同会の策定する「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に沿って自ら制定した「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に違反し、本郷道夫医師への金銭交付情報を一部しか開示していないと疑われること及び他の医師への同種の金銭交付情報についても開示漏れが疑われることについての調査を行い、その結果を公表すること。 2 MSD株式会社は、自社の策定する「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に沿って、本郷道夫医師への金銭交付情報のすべてを開示するとともに、他の医師への同種の金銭交付情報の開示漏れが疑われることについての調査を実施し、その結果を公表すること。
9月24日	【参考送付】本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みを実装した「権利擁護支援事業」を社会福祉法に新設することを求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	国は、新たな権利擁護支援事業を社会福祉法第2条第3項に掲げる第二種社会福祉事業として新設すべきである。 まず、同事業については、本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定を確保するため、常に本人の側に立ち、本人の意思・意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する「意思決定支持者」、日常的に金銭管理サービス等を行う事業者を監視・監督しつつ、本人及び意思決定支持者を支援する第三者機関としての「権利擁護支援委員会」、並びに同委員会から要請を受け独立した立場で調査、支持及び代弁活動等を行う「権利擁護支援専門員」の各主体とその機能を法文上明記すべきである。 そして、全国いかなる地域においても同事業を利用することができるよう、本質的要素である相互牽制機能を維持しつつ、各地域の実情に応じた形での導入を進めるための人的・財政的資源を含めた体制整備を、国の責任において推進すべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から8件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:3件 表示関係(食品表示を除く):1件 その他:4件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。